

(資料 1)

森林組合制度の課題と方向性について

令和元年11月
林野庁

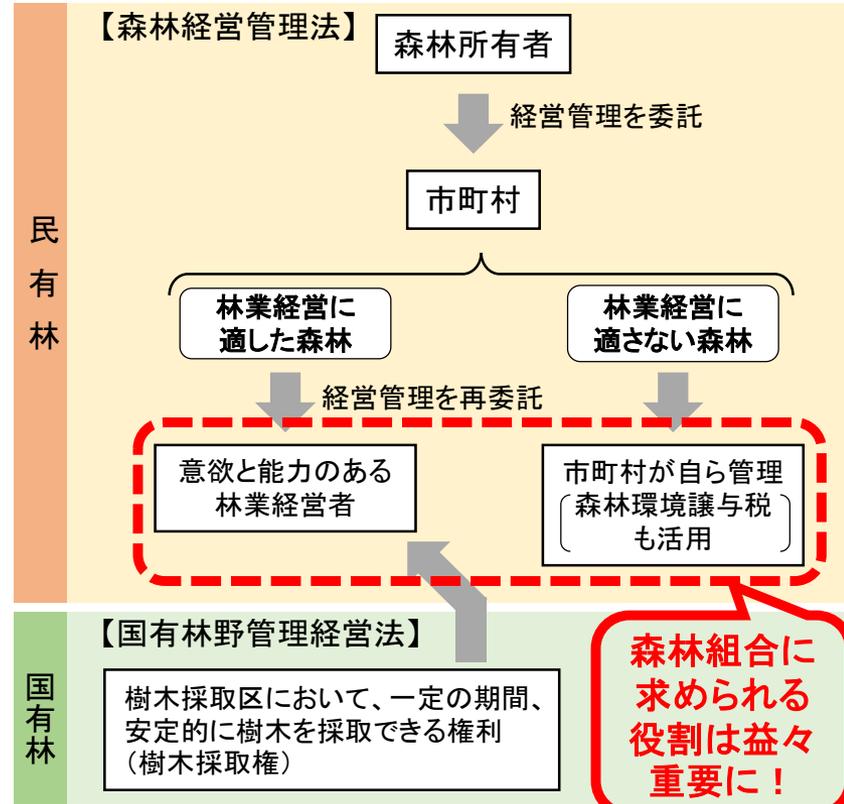
森林組合をめぐる近年の情勢

- 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている中で、近年においては、以下の改革を実施。
 - 改革1: 森林経営管理制度** 経営管理が行われていない森林(民有林)の経営管理を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託すること等を内容とする制度。
 - 改革2: 国有林野管理経営法の改正** 国有林においても、一定の期間、安定的に樹木を採取できる権利(樹木採取権)を「意欲と能力のある林業経営者」等に設定できる制度。
 - 改革3: 森林環境譲与税・森林環境税の創設** 本年度から、森林環境譲与税の譲与が開始。
- このような中、**地域の林業経営の重要な担い手である森林組合に求められる役割は益々大きくなっており、今後、森林経営管理法に基づく森林施業の集約化や木材の販売等の強化とこれらを通じた山元への一層の利益還元**を行っていくことが期待されている。

① 近年における新たな制度の成立等の経緯

	森林環境譲与税・森林環境税	森林経営管理制度(森林経営管理法)	樹木採取権(国有林野管理経営法)
H29年度	税制改正大綱に明記		
H30年度	法成立	森林経営管理法成立	
R元(H31)年度	譲与開始	施行	改正法成立
R2年度			施行予定

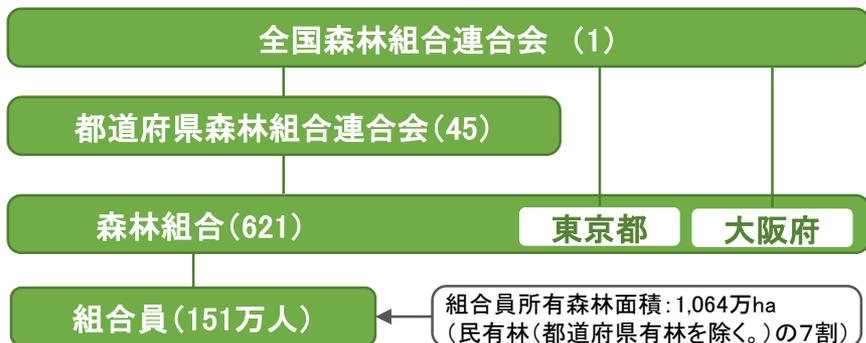
② 森林経営管理制度等の新たな仕組みの概要



森林組合の概要

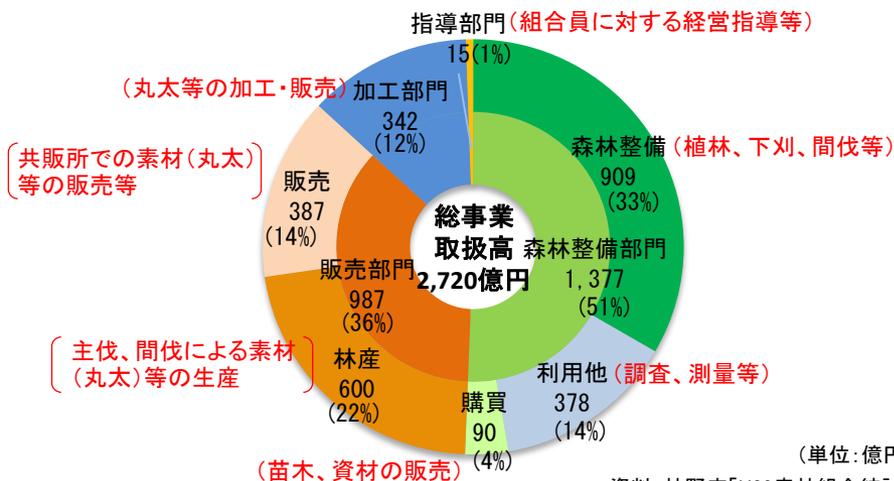
- 森林組合は、森林組合法に基づき、**森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進**を図ることを目的として設立された協同組織である。
- 森林所有者を正組合員としており、全国47都道府県に621組合、45の県連、1の全国連の組織がある。
- 事業としては、**森林整備部門と販売部門が主要事業**であり(両部門で**全体の約9割**)、我が国の**森林整備の中心的な担い手**である。
- **森林組合連合会(県森連)**は、**販売部門が主要事業**である(全体の約8割)。

① 森林組合の系統図

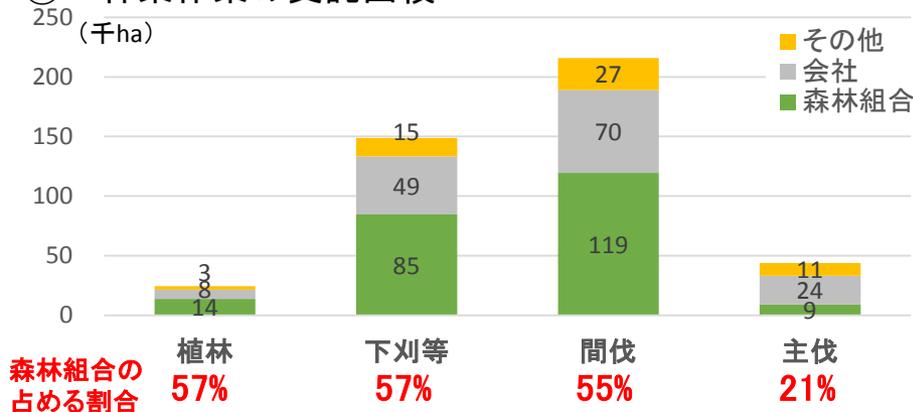


※()内の数字は、平成29年度末時点の連合会数、組合数、組合員数。
 ※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

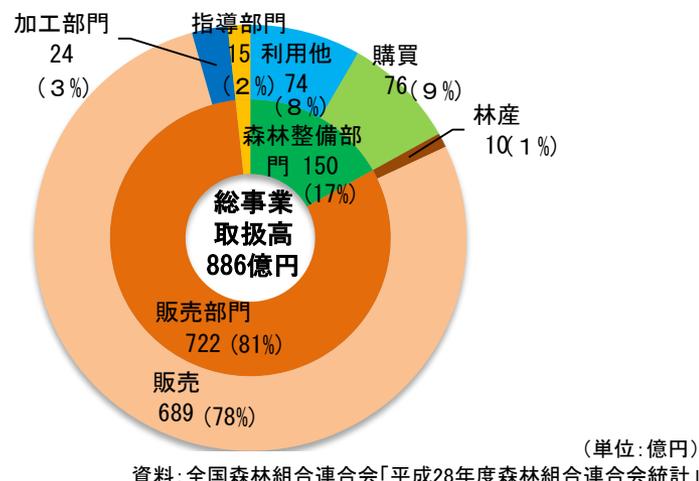
② 森林組合の事業取扱高の部門別内訳 (H29)



③ 林業作業の受託面積



④ 県森連の事業取扱高の部門別内訳 (H28)



森林・林業において森林組合が果たしている役割

- 森林組合は、組合員からの委託を受けて、地域の林業経営の重要な担い手として、山を守るための植林、下刈、間伐、境界確認を自ら実施。国土保全や水源涵養など森林の公益的機能の維持増進において重要な存在。
- 組合員等の原木の共販所での競り売りや製材工場等への直送も行っており、組合員等への利益還元を図る上でも重要な存在。
- 今後は、主伐の増加に伴う植林・保育の着実な実施に向けた取組の強化も期待される。

① 森林組合による森林整備



植林

② 森林組合による境界確認



調査・測量

③ 森林組合系統の共販所



間伐

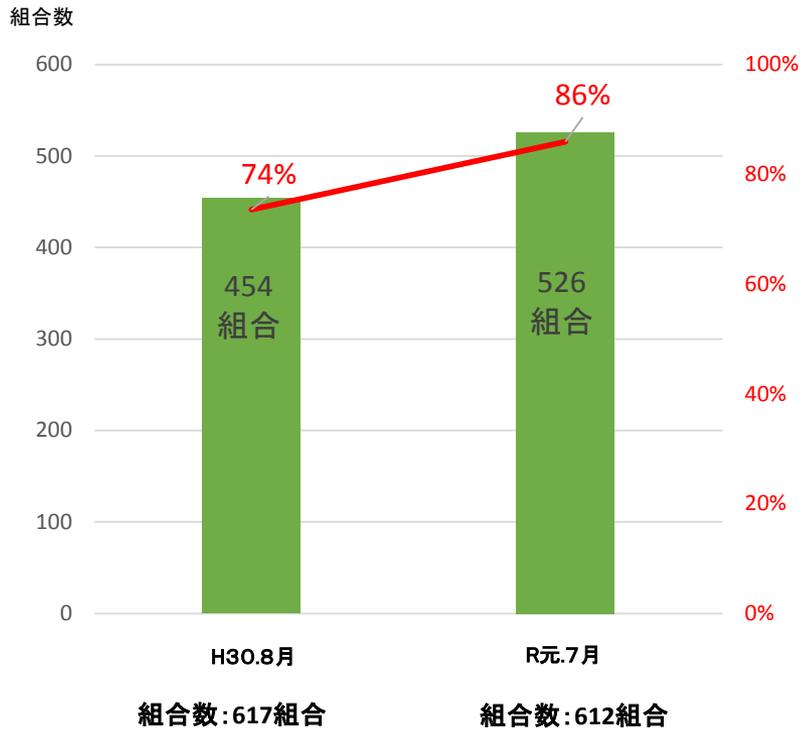


共販所での素材(丸太)等の販売

(参考) 経営管理実施権の設定についての森林組合の意向

(林野庁調べ (H30.8月、R元.7月))

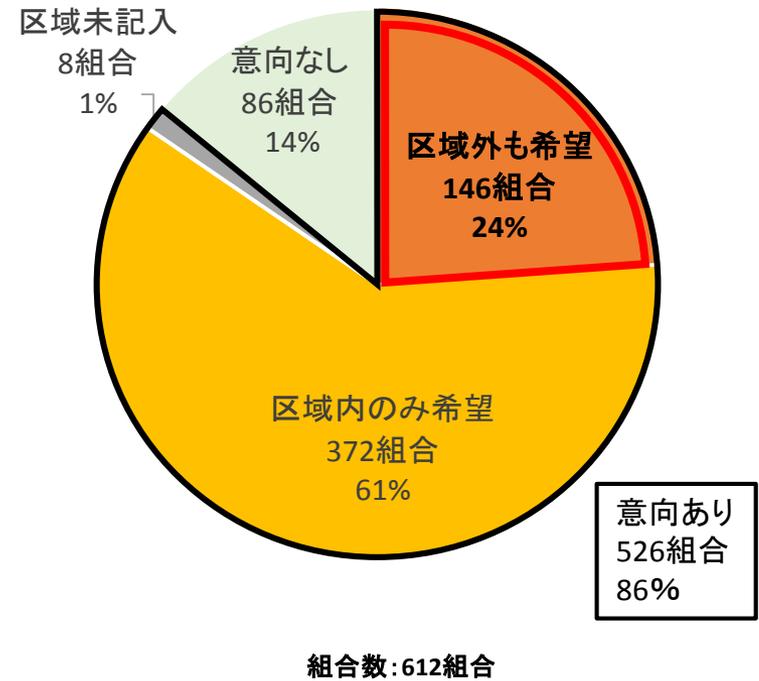
①設定を受ける意向がある組合の推移



資料: 林野庁調べ (H30.8月、R元.7月)

②定款区域を越えて

設定を受ける意向のある組合



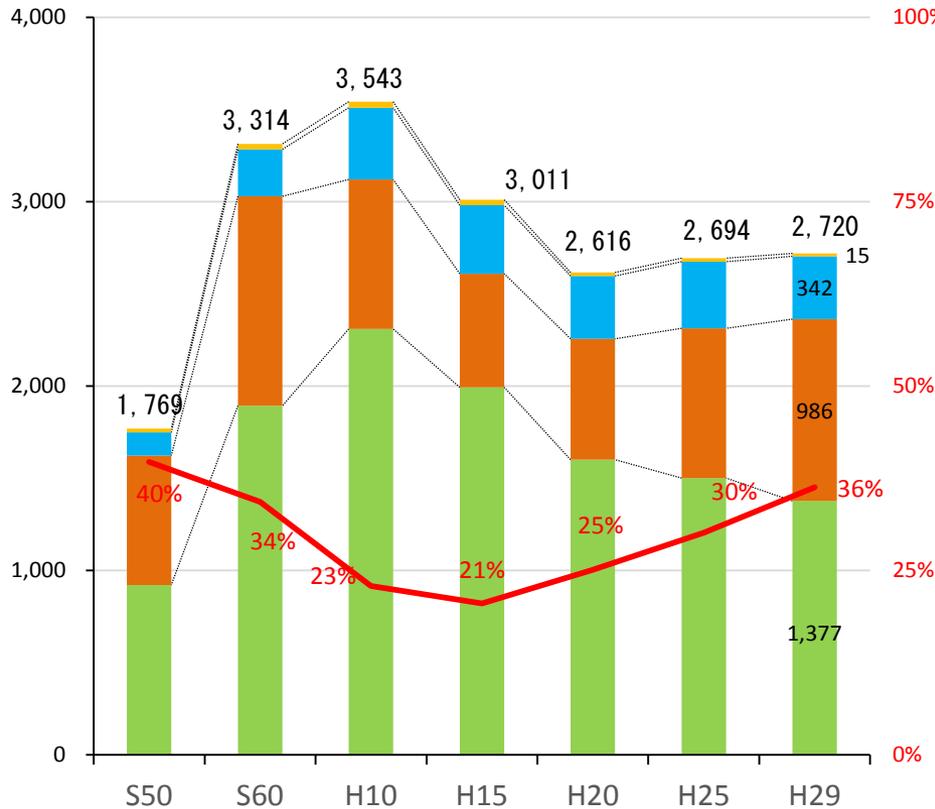
資料: 林野庁調べ (R元.7月)

森林組合系統の販売部門の現状について

○ 森林組合系統においては、近年の素材生産量の増加に伴い、事業取扱高に占める販売部門の割合が増加している。(森林組合:36%、連合会:81%)

① 森林組合の事業取扱高と販売部門の割合の推移

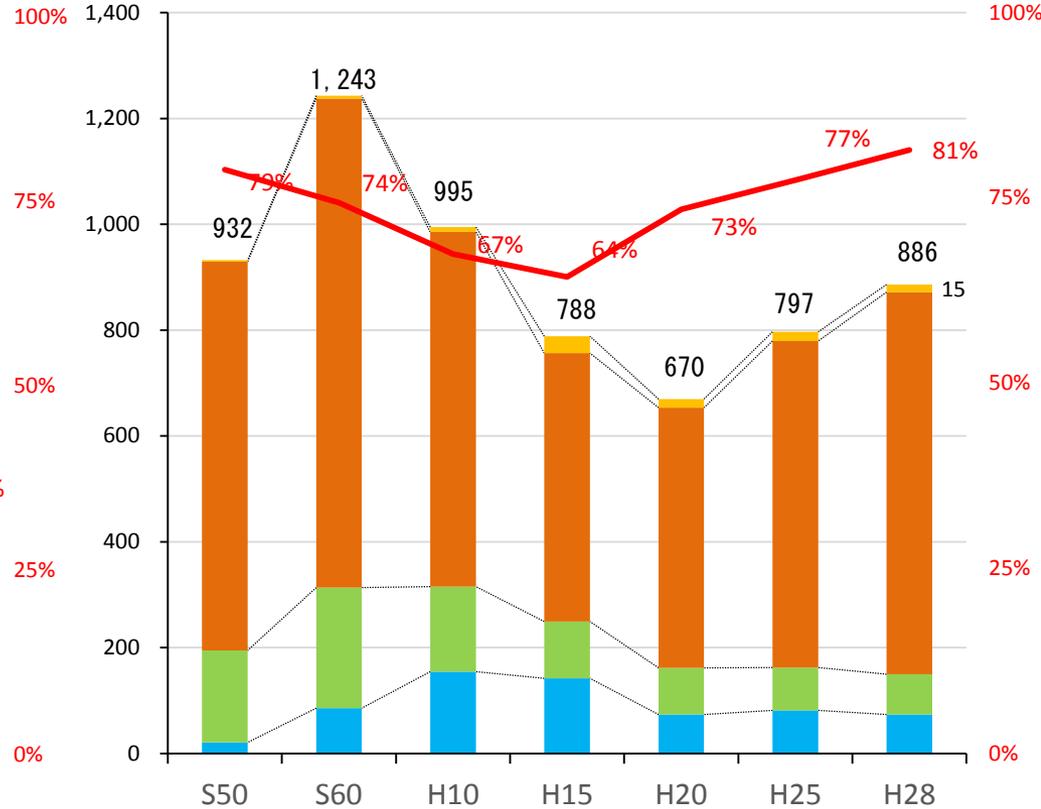
(億円)



■ 森林整備 (左軸) ■ 販売 (左軸)
■ 加工 (左軸) ■ 指導 (左軸)
— 販売部門の割合 (右軸)

② 県森連の事業取扱高と販売部門の割合の推移

(億円)

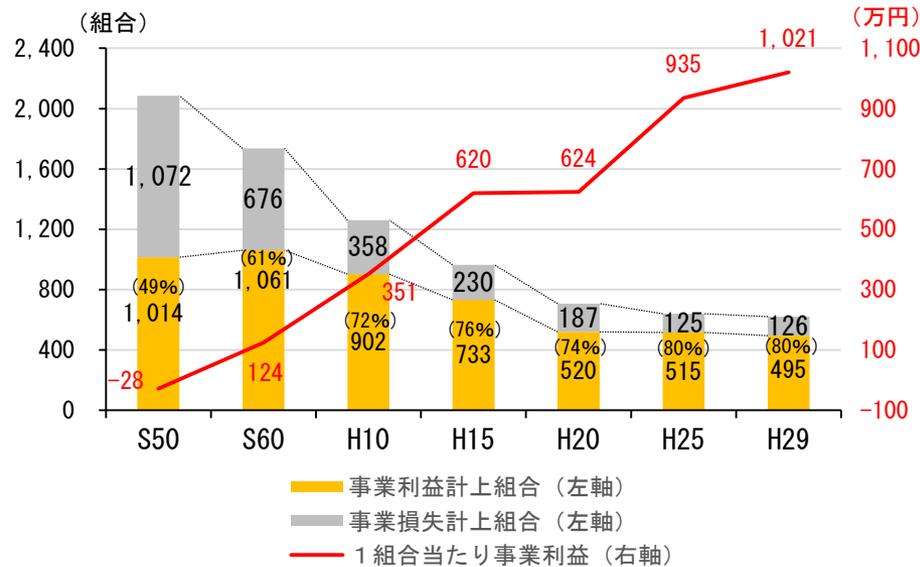


■ 森林整備 (利用事業等) (左軸) ■ 森林整備 (購買事業) (左軸)
■ 販売 (左軸) ■ 指導 (左軸)
— 販売部門の占める割合 (右軸)

(参考) 森林組合系統の経営状況

- 森林組合の1組合当たりの事業利益は増加傾向。森林整備部門と販売部門で利益を出す収益構造となっている。
- 1県森連当たりの事業利益は、販売部門の取扱高の増加等に伴い、近年は改善傾向。

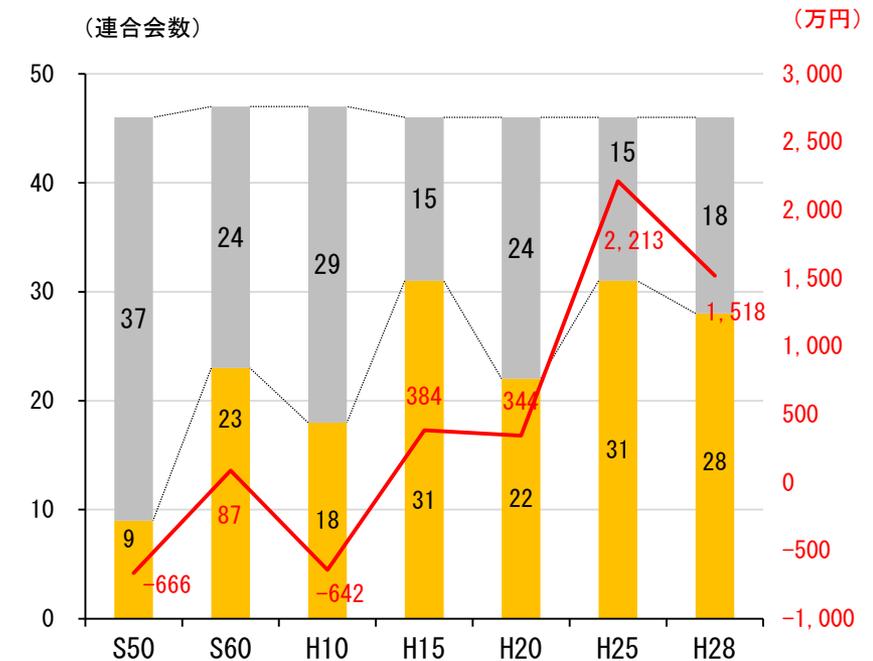
① 森林組合の事業損益の推移



注:「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

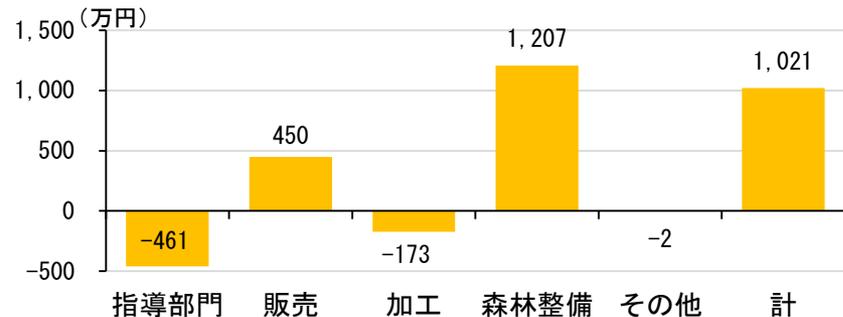
資料: 林野庁「森林組合統計」

③ 県森連の事業損益の推移



資料: 全国森林組合連合会「森林組合連合会統計」

② 部門別事業損益の比較 (H29) (1組合当たり)



注:「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料: 林野庁「平成29年度森林組合統計」

(参考) 農協との比較

○ 組織、事業規模

区分		農業協同組合 (総合農協)	森林組合
組合数		657組合	621組合
1組合当たり職員数		305人	11人
1組合当たり現場作業員数		—	24.8人
組合員	1組合当たり組合員数	15,999人	2,434人
	正組合員資格	農業者	森林所有者
	准組合員の割合	59.0%	3.9%
	正組合員に占める 女性組合員の割合	22.0%	10.4%
	女性役員の割合	7.7%	0.5%

区分		農業協同組合 (総合農協)	森林組合
組織再編の手法 (法令上の手続)		合併 事業譲渡 新設分割 株式会社化 ^{※1}	合併
1組合当たり取扱高	販売事業	7,131百万円	62百万円
	加工事業	172百万円	55百万円
	購買事業	3,359百万円	15百万円
	林産事業	—	97百万円
	森林整備事業	—	146百万円
	利用他事業	—	61百万円
	信用事業	154,546百万円 ^{※2}	—
	共済事業	395,673百万円 ^{※3}	—

資料：農林水産省「平成29年度総合農協統計表」、林野庁「平成29年度森林組合統計」

※1：株式会社化は、専門農協のみ措置

※2：年度末の貯金残高（貸借対照表の信用事業負債－貯金）

※3：長期共済の期末保有契約高から算出

森林組合の経営基盤の強化に向けた今後の課題

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けて、森林組合が今後とも地域の林業経営の担い手として期待されている役割を引き続き果たすとともに、山元への一層の利益還元を行っていくためには、経営基盤の強化の取組の活性化が必要。

1 常勤役職員区分別、事業取扱高別組合数 (H19→H29の変化)

常勤役職員数 事業取扱高	8人以下	9人以上	計
1億円未満	174 → 103 (▲41%)	1 → 3 (+200%)	175 → 106 (▲39%)
1億円～10億円	239 → 197 (▲18%)	266 → 261 (▲2%)	505 → 458 (▲9%)
10億円～	1 → 0 (▲100%)	54 → 57 (+6%)	55 → 57 (+4%)
計	414 → 300 (▲28%)	321 → 321 (—)	735 → 621 (▲16%)

2 常勤役職員区分別、事業取扱高別県森連数 (H19→H28の変化)

常勤役職員数 事業取扱高	19人以下	20人以上	計
5億円未満	15 → 13 (▲13%)	0 → 2 (n/a)	15 → 15 (—)
5億円～50億円	11 → 10 (▲9%)	17 → 18 (39%)	28 → 28 (—)
50億円～	—	3 → 3 (—)	3 → 3 (—)
計	26 → 23 (▲12%)	20 → 23 (+15%)	46 → 46 (—)

小規模な組合を中心として合併が進展

1組合当たり平均

事業取扱高: 3.6億円(H19)→4.4億円(H29)

常勤役職員数: 10人(H19)→12人(H29)

1県森連当たり平均

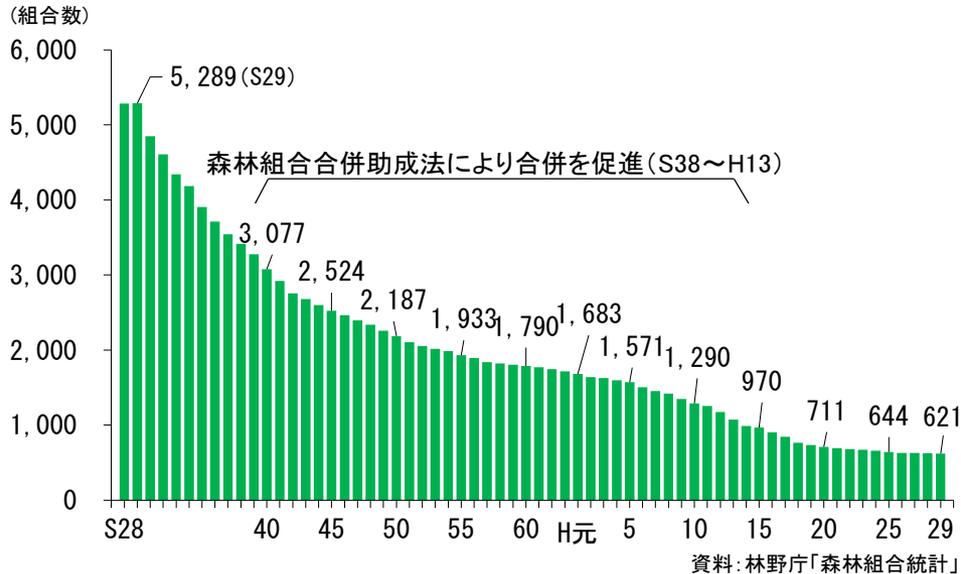
事業取扱高: 15億円(H19)→19億円(H28)

常勤役職員数: 21人(H19)→24人(H28)

(参考) 森林組合のこれまでの合併の取組状況

- 森林組合については、これまでは主に合併の推進により徐々に経営基盤を強化してきたところ。
- 合併の進展度合は、地域により区々。

① 森林組合数の推移



② 森林組合の経営基盤 (1組合当たり)

項目	S50	H29
組合員数(人)	834	2,434
地区内民有林面積(ha)	7,181	25,574
組合員所有林面積(ha)	5,451	17,138
常勤役職員数(人)	4	12

注: 地区内民有林面積には、都道府県有林面積は含まない。

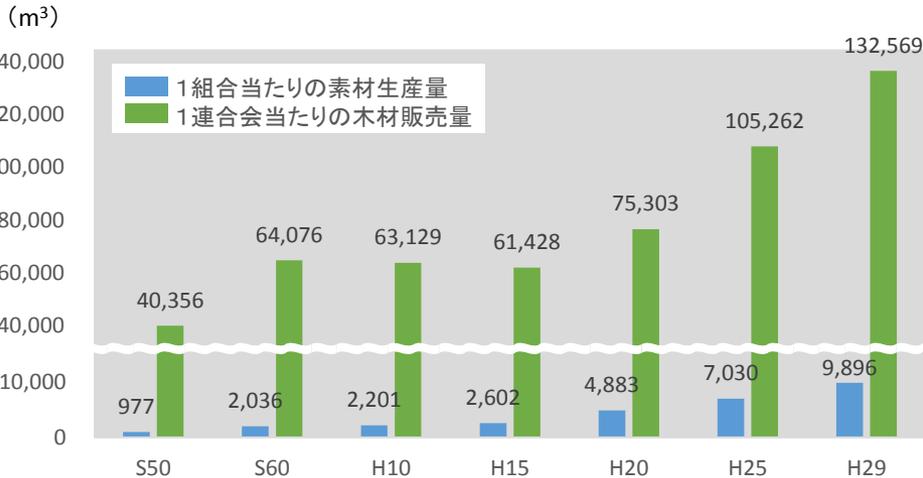
③ 森林組合数の推移 (都道府県別)

都道府県名	S50	H29	都道府県名	S50	H29	都道府県名	S50	H29
全国	2,187	621	富山	31	4	島根	64	13
北海道	168	80	石川	37	4	岡山	45	11
青森	36	12	福井	32	10	広島	44	15
岩手	52	18	山梨	56	11	山口	57	9
宮城	43	16	長野	118	18	徳島	41	10
秋田	36	12	岐阜	84	20	香川	27	7
山形	52	13	静岡	37	20	愛媛	49	13
福島	42	17	愛知	21	6	高知	45	23
茨城	48	8	三重	53	10	福岡	44	9
栃木	34	11	滋賀	39	8	佐賀	19	8
群馬	45	15	京都	50	20	長崎	23	10
埼玉	25	4	大阪	26	1	熊本	65	15
千葉	40	2	兵庫	61	17	大分	52	13
東京	9	1	奈良	44	20	宮崎	44	8
神奈川	19	10	和歌山	50	20	鹿児島	73	15
新潟	81	22	鳥取	25	8	沖縄	1	4

森林組合の経営基盤の強化に向けた具体的な課題と検討方向①

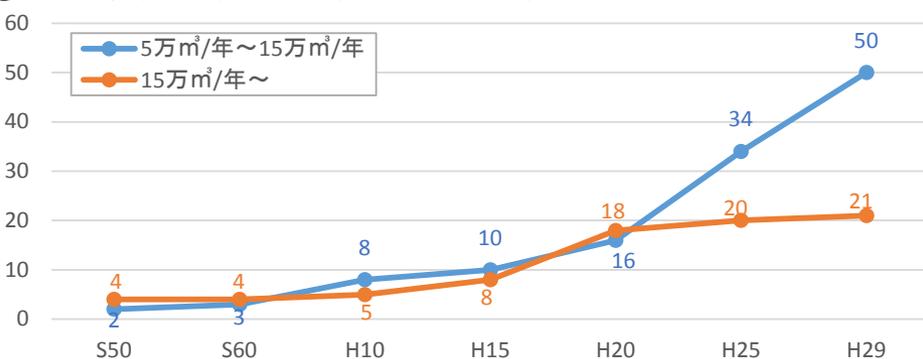
○ 森林組合系統においては、近年、人工林資源の充実や合併の進展を背景に、1組合(1連合会)当たりの生産・販売量は着実に増大。しかしながら、製材工場等の大規模化も進展している中において、**販売規模等が小さい組合・連合会も依然として相当数存在。**

① 森林組合系統の生産・販売量の推移



・資料: 林野庁「森林組合統計」、全国森林組合連合会「森林組合連合会統計」
 ・H29の項目について、連合会はH28時点のデータ。

② 大規模な製材工場等の数の推移



・資料: 林野庁調べ(H30)
 ・国産材消費量が年間5万m³以上の工場(製材、合板、LVL)を対象に集計。

③ 生産量、販売量別の森林組合系統分布状況

【素材生産量別組合数】

素材生産量	組合数
0m³~5千m³	319
5千m³~1万m³	105
1万m³~2万m³	108
2万m³~	89
合計	621

【木材販売量別連合会数】

原木販売量	連合会数
0m³~5万m³	21
5m³~15万m³	11
15万m³~30万m³	8
30万m³~	6
合計	46

資料: 林野庁「H29森林組合統計」、全国森林組合連合会「H28森林組合連合会統計」

④ 現場作業員別の森林組合系統分布状況

現場作業員数	組合数	連合会数
0人~5人	97	26
6人~10人	92	8
11人~25人	219	8
26人~	213	4
合計	621	46

1組合(連合会)平均人数	24.8人	9.8人
--------------	-------	------

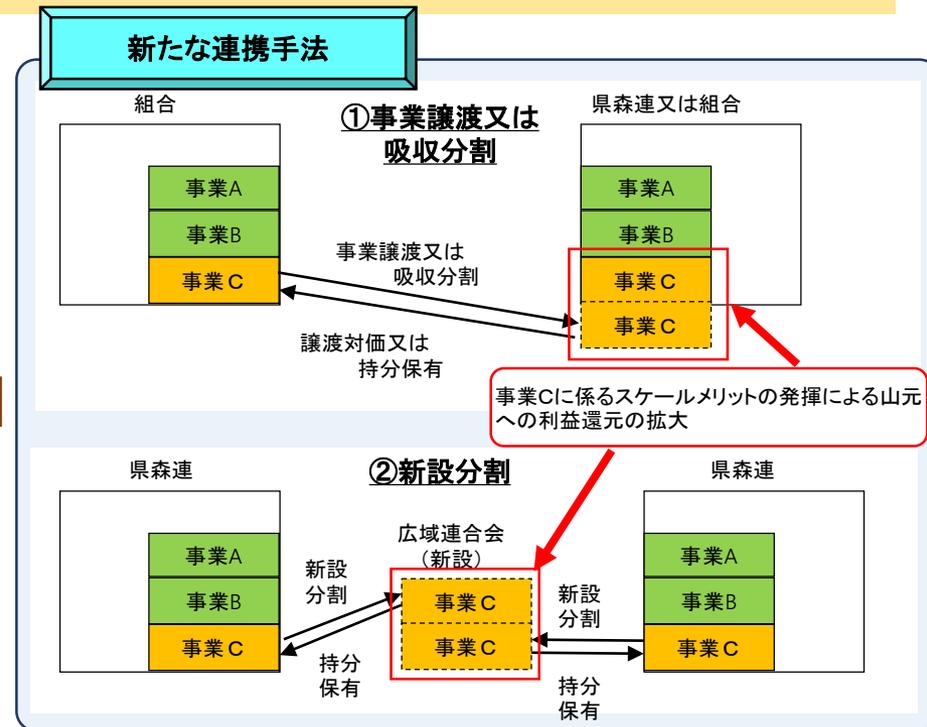
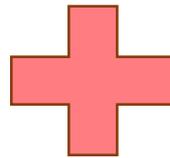
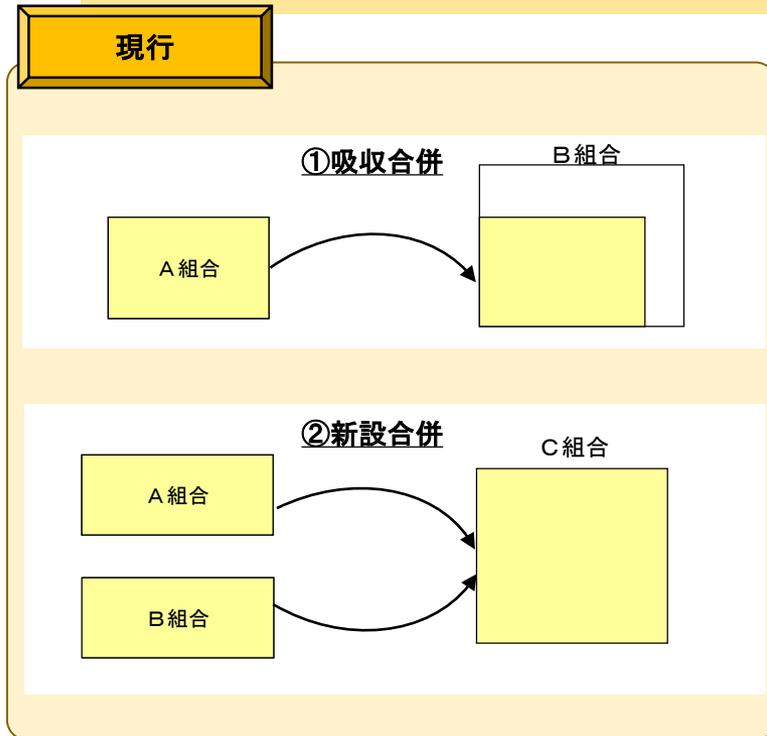
資料: 林野庁「H29森林組合統計」、全国森林組合連合会「H28森林組合連合会統計」

森林組合システムの健全な運営を通じ、適切な森林管理を行うためには、木材供給をより広域的に行うための体制づくりや森林施業の効率化等に向けて、森林組合システム自らが将来のシステムの姿についてのビジョンを持った上で経営基盤の強化に向けた実践的な取組を進める必要があるが、林野庁においては、このような取組を行うための選択肢として、**会社法等を参考にしつつ、事業ごとの連携強化が可能となるような合併以外の手法も活用できる枠組みをあらかじめ用意すべきではないか。**

想定しうる連携手法：(1) 事業譲渡(組合又は連合会の事業の全部又は一部を他の組合又は連合会に譲渡するもの)

(2) 吸収分割(組合又は連合会の事業を分割して他の組合又は連合会に承継するもの)

(3) 新設分割(2以上の組合又は連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する連合会に承継するもの)



経営基盤の強化や資本装備の充実を図ることができるが、地元に残る森林組合を残せないと進まない場合がある。

地元の森林組合は存続したまま、各組合の得意分野を活かしつつ、事業ごとに連携することが可能。



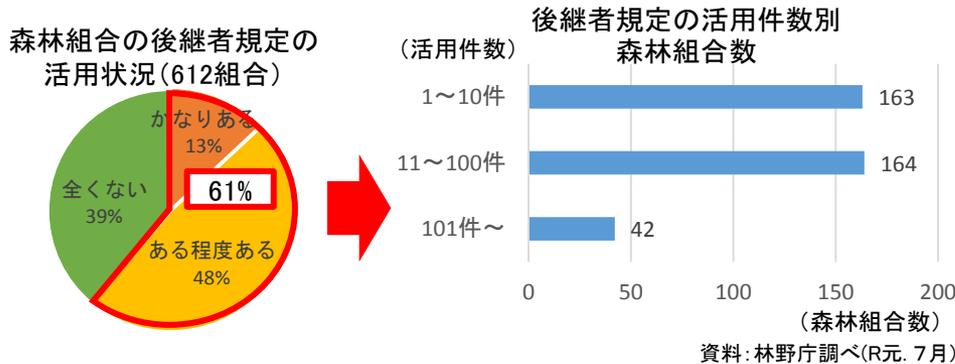
山元への利益還元拡大

- ・販売や事業受注機会の拡大
- ・作業班の事業範囲の広域化

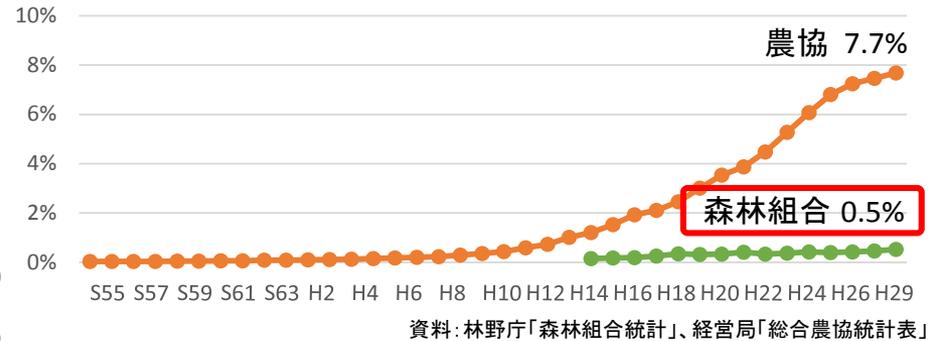
森林組合の経営基盤の強化に向けた具体的な課題と検討方向②

- 森林組合が今後とも協同組織として発展していくためには、正組合員の資格要件が「森林所有者」となっている中で、今後の組合運営の活性化に向けての後継者世代や女性の参画の促進も重要。
- 後継者を追加して正組合員にすることができる制度（後継者規定）も設けられているが、正組合員に追加することができるのは現行制度では同一世帯に属する者に限定されている。

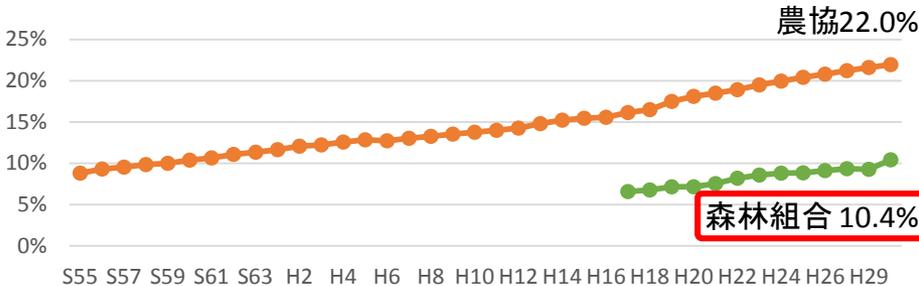
① 後継者規定の活用状況



③ 役員に占める女性の割合



② 正組合員に占める女性の割合



④ 森林組合の理事の年齢構成

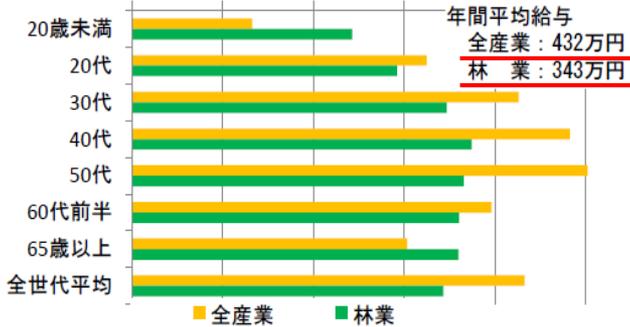


○ 後継者世代や女性の参画を促進するためには、組合員資格に係る同一世帯要件を緩和するとともに、理事会の構成において年齢や性別に配慮しなければならないこととすべきではないか。

森林組合の経営基盤の強化に向けた具体的な課題と検討方向③

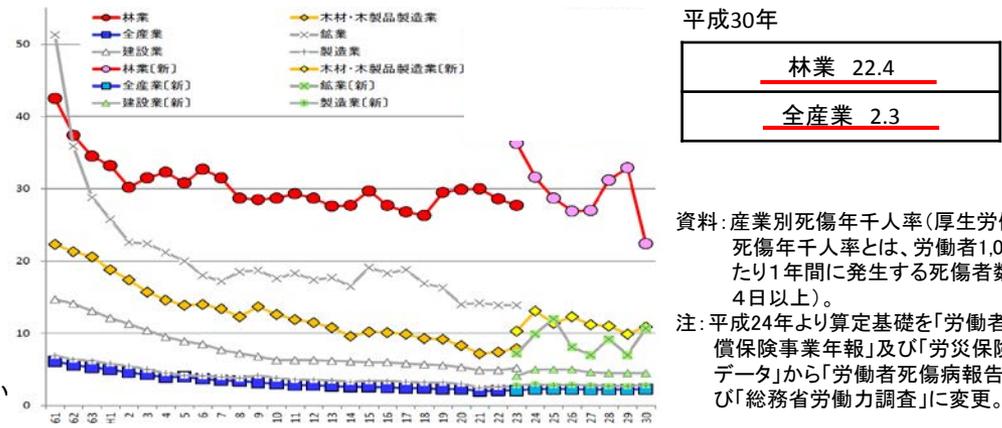
- 森林組合が我が国の山を今後とも守っていくためには林業従事者の確保が必要不可欠であるところ、我が国の林業労働力については、「緑の雇用」事業により、新規就業者の増加、若年者率の向上等の成果も見られるが、依然として林業従事者の所得水準は他産業と比べて低い等の状況にある。
- このような中で、引き続き「緑の雇用」事業のほか林業の成長産業化に向けた各般の施策の改革によって、重要性を増している販売部門を中心に事業を強化し、雇用される林業従事者の所得水準の向上につなげることが重要であることから、森林組合系統においても、林業従事者を含む山元への一層の利益還元に向けた理事会運営の活性化を図ることが必要。

① 林業従事者と他産業の所得水準比較



資料: 国税庁「民間給与実態統計調査(平成29年分)」, 林野庁業務資料
 注1: 全産業は、1年を通じて勤務した給与と所得者の年間の平均給与。
 注2: 林業は、平成30年度アンケート調査における年間就業日数210日以上のものについて、年齢別、給与(H29)別回答者数により試算。

② 林業と他産業の労働災害発生割合の比較



○ 我が国の山を今後とも守って行くためには、引き続き、「緑の雇用」事業のほか、林業の成長産業化に向けた高性能林業機械の導入支援や重点的な路網整備、林業労働安全対策のさらなる推進、森林施業プランナーの育成等を進め、森林経営管理制度を推進できる意欲と能力のある林業経営者の育成を図ることが必要。

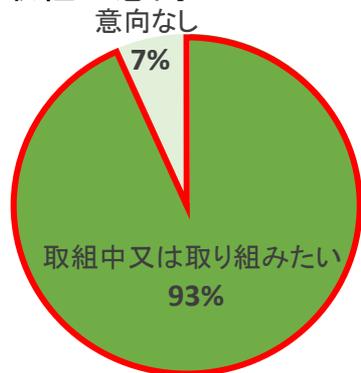
○ これに併せ、森林組合系統については、山元への一層の利益還元に向けて理事会運営の活性化を図るため、

- ① 理事会の構成における年齢や性別への配慮(再掲)に加え、
- ② 販売部門に係る能力等のある理事(1名以上)を配置すべきとすることにより能力のある理事の確保・育成を促進するとともに、
- ③ 事業運営に当たっては、森林の公益的機能の維持増進と併せ、山元への利益還元にも配慮すべき旨を森林組合法に明記すべきではないか。

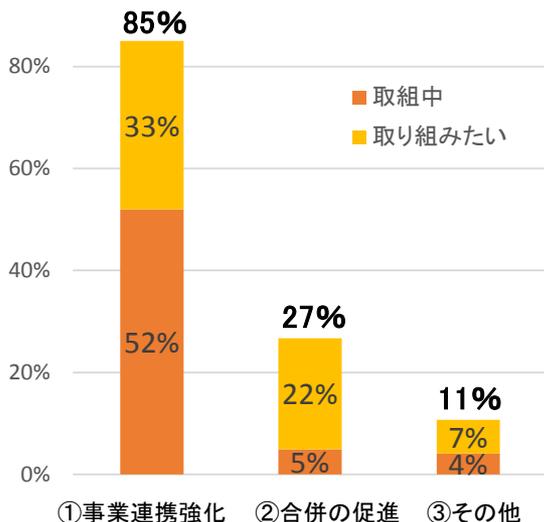
(参考) 今後の発展に向けて森林組合が必要と考える取組 (林野庁調べ (R元.8月))

① 系統内での連携強化

○取組の意向



○具体的な取組内容

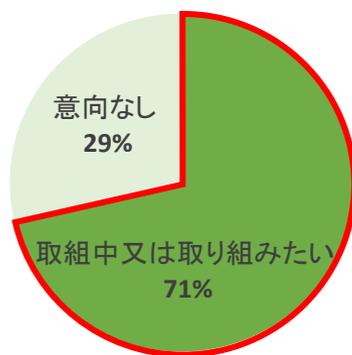


「③その他」の例
 ・市町村との連携強化
 ・事業体との連携強化 等

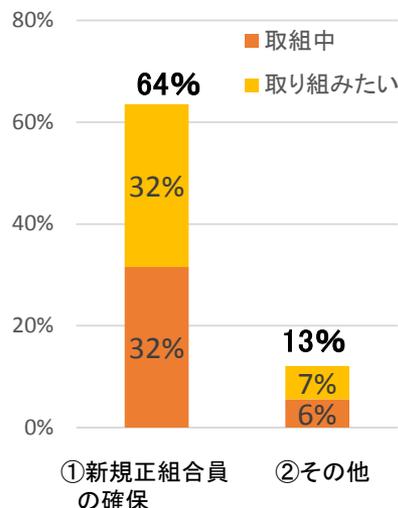
回答組合数: 612

② 組合員の確保

○取組の意向



○具体的な取組内容

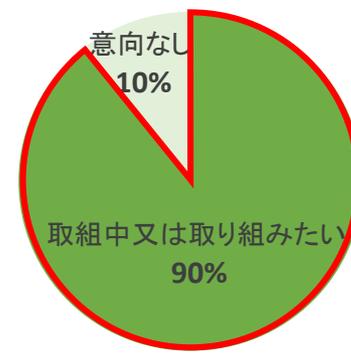


「②その他」の例
 ・准組合員の確保
 ・組合員の状況整理 等

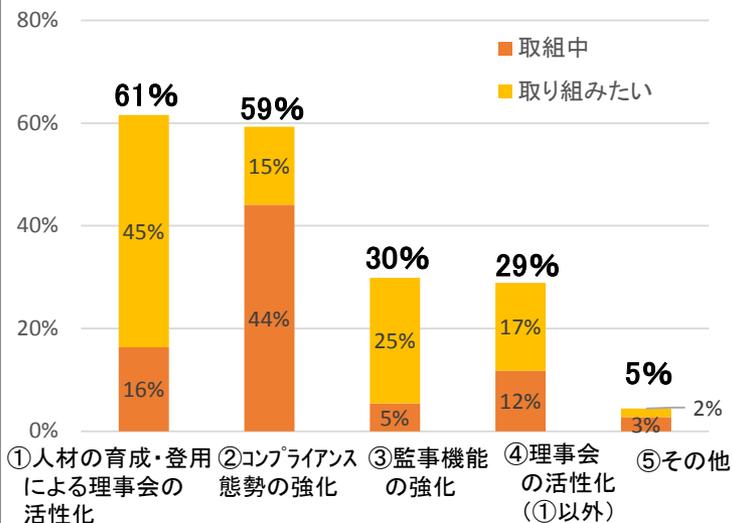
回答組合数: 612

③ 経営管理態勢の強化

○取組の意向



○具体的な取組内容



「④理事会の活性化(①以外)」の例
 ・研修や視察の実施
 ・専門部会の設置 等

「⑤その他」の例
 ・定期的な経営改善会議の開催
 ・専門家による経営指導 等

回答組合数: 612

森林組合の将来像（10年後の姿）

- 森林組合系統における経営基盤強化の取組の活性化に向けた制度面での対応と併せ、予算面での支援や運用面での積極的な指導等を行うことにより、経営の健全化や事業収益の拡大を推進し、森林組合系統の発展を図ることとする。

【制度面での対応】

組合間の連携手法の多様化
後継者世代や女性の参画の拡大
能力のある理事の確保・育成 等

【予算面での支援】

・林業成長産業化総合対策
・「緑の人づくり」総合支援対策 等

・都道府県とも連携しつつ多様な連携手法等新制度の活用による積極的な指導

【今後想定される事業機会の拡大】

- ・森林所有者自ら手入れできない森林についての整備進展（森林経営管理制度の開始）
- ・木材需要の拡大による林産需要の拡大
- ・主伐後の再造林による新植・保育の増加

森林組合の将来像（10年後の姿）

- 全ての森林組合が健全な経営を実現し、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」としての役割を果たす。（具体的な組織の姿については、森林組合系統自らがビジョンを持った上で実践的な取組を進めるものとする。）

【想定される事業の状況】

○現在

総事業取扱高	2,720億円
うち森林整備	1,400億円
うち販売	1,000億円
※平成29年度森林組合統計	

○おおむね10年後の事業規模

→ 総事業取扱高	3,150億円
→ うち森林整備	1,600億円
→ うち販売	1,200億円

- (1)市町村からの受注機会の増
- (2)再造林の取組強化による増

- (1)需要拡大による供給増